

県立学校学習者用タブレット端末等売却単価契約
に係る入札説明書

(内訳)

- ・入札説明書
- ・仕様書
- ・契約書（案）

令和8年1月

大分県教育庁教育DX推進課

県立学校学習者用タブレット端末等売却単価契約に係る一般競争入札については、
関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年1月7日（水）

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 県立学校学習者用タブレット端末等売却単価契約
(2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
(3) 業務内容 「端末等の売却（再使用・再資源化）業務仕様書」のとおり
(4) 売却予定数量 12,973台（内訳：Aランク 11,690台、再資源化品 1,283台）
※仕様書に基づく返却対象品（1,500台）は売却対象外とする。

3 入札参加条件

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者（物品の買受け等）であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) この公告の日から開札までの間において、大分県から指名停止の措置を受けていない者であること。
(4) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定（収集区域に大分県を含むもの）を受けている者、又は資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく製造事業者であること。
(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員が役員となっている事業者
エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※入札参加資格確認申請書の提出期限：令和8年1月16日（金）午後5時まで

4 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育DX推進課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

電話 097-506-5441

5 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 大分県ホームページ

(2) 日時 令和8年1月7日（水）から令和8年1月19日（月）までの
午前9時から午後5時15分まで

6 入札説明書の交付場所及び日時

5に同じ。

7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通 貨 日本国通貨

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 開札場所 大分県庁舎別館7階 教育委員会室

開札日時：令和8年1月20日（火）午前11時

※5分前までに入場すること。

※県の外来者用駐車場は利用できないため、公共交通機関または有料駐車場等を利用すること。

※入札書は封筒に入れ、封筒の表面に宛名、入札件名を記入すること。

(2) 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札

は、直ちにその場で行う。

(3) 入札方法

ア 入札書には、次に掲げる区分ごとの「1台当たりの単価」を記載すること。

(ア) 再使用可能品（Aランク）単価

(イ) 再資源化品（B～Dランク）単価

※各単価は、1円以上の整数とすること。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札は、所定の入札書により、本人又はその代理人が紙入札で行うこととし、電子入札システムは使用しない。本人入札の場合は様式1、代理人入札の場合は様式2によること。代理人入札で入札書に代表者氏名の記載が無い場合は、その入札書は無効とする。

エ 代理人入札の場合は、入札前に委任状（様式3）を提出すること。

オ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を準用する。

カ 印鑑は、いわゆるシャチハタ等のインキ浸透印は認めない。

(4) 開札に立ち会う者

開札は、入札参加者又はその代理人が立会いのもと行うものとする。

9 入札保証金に関する事項

見積総額（単価×予定数量）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

ただし、大分県契約事務規則の規定に基づき、全部又は一部を免除することができる。

10 契約保証金に関する事項

契約金額（単価×予定数量）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。

ただし、大分県契約事務規則の規定に基づき、全部又は一部を免除することができる。

11 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (6) 記載された単価が1円未満（0円又はマイナス）の入札

12 最低制限価格に関する事項

設定しない。ただし、予定価格（最低売却価格）を下回る入札は失格とする。

13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格（最低売却価格）以上の範囲内で、「再使用可能品（Aランク）」及び「再資源化品（Dランク等）」の全ての区分において最高価格（または同価）で入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の規定により落札者を決定できない場合（項目ごとに最高価格を入札した者が異なる場合など）は、以下の計算式により算出した「入札比較価格」が最も高い者を落札者とする。

【入札比較価格の計算式】

(Aランク単価 × 11,690台) + (再資源化品単価 × 1,283台) = 入札比較価格
＜積算に用いる予定数量＞

- (ア) 再使用可能品（Aランク） : 11,690台
- (イ) 再資源化品（Dランク等） : 1,283台

※仕様書に定める返却対象品（1,500台）については、積算の対象外とする。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (4) 落札しない場合は、再度入札を2回まで行う。
- (5) 3回の入札で落札者がいない場合、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約に移行する。

14 入札説明書等に対する質疑

- (1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式4）を下記により提出すること。
 - ア 提出期限

令和8年1月14日（水）正午まで

イ 提出場所

4に記載する担当部局

ウ 提出方法

持参、郵送、FAX又はメール

(2) (1)により質問票を受領したときは、令和8年1月16日（金）までに、メール等で回答するとともに県ホームページに掲載する。

15 入札の延期、中止等

(1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取り止めことがある。

(2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取り止めがある。

(様式3)

委任状

今般都合により県立学校学習者用タブレット端末等売却単価契約に係る入札・見積に関する一切の権限を _____ に委任しましたので、連署を持ってお届けします。

令和 年 月 日

(受任者) 住 所
商号又は名称
氏 名 印

(委任者) 住 所
商号又は名称
氏 名 印

契約担当者 大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

(様式4)

質問票